

七ヶ浜町行政改革大綱

改訂にあたって

21世紀の初頭にあたって、我が国は、右肩上がりの経済成長が終えんし、膨大な財政赤字の累積や社会保障の問題をはじめとして、困難な課題が山積しております。

このような状況下、平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、本町でも「地方分権」を進めようとしているなか、地方交付税交付金や国庫補助金の縮減に加え、町税収入が大幅に落ち込むなど、本町を取り巻く状況は深刻化し、ますます厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

また、この地方分権に伴い、地域の課題は住民と行政が協働し、自らの判断と責任を負うという「自己決定」「自己責任」の原則に沿った自治体経営がこれまで以上に求められることになり、住民と直接かかわる町職員の役割はますます重要になってきます。地方分権の時代は、まさに職員の力量が問われる時代とも言えましょう。

このような状況を踏まえ、本町では、平成8年に行政改革大綱を策定し、積極的に行政改革を実践してまいりましたが、平成13年度で計画期間が終了すること、また、行政評価システムの導入や公務員制度改革等、新たな時代の要請に応えるため、このたび、大綱を改訂いたしました。

行政改革は、単なる行政の仕組みや運営の見直しにとどまらず、町民福祉の向上を究極の目的とする改革でなければなりません。改革を推進するにあたっては、この基本的な考え方に立ち、住民とのパートナーシップのもと改革の実現に向け職員一丸となって取り組んでまいります。

最後に、行政改革大綱の改訂にあたり、貴重なご意見を賜りました町民の有識者からなる七ヶ浜町行政改革懇談会の委員の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

平成15年2月

七ヶ浜町長 阿部 仁

重点方針	3
- 1 行政改革の基本的な考え方	
(1) 住民とともに歩む開かれた町政の推進	
(2) 住民ニーズに応える行政体制の整備	
(3) 健全な行財政運営の推進	
- 2 計画の構成等	
行政改革の推進事項	4
- 1 住民とともに歩む開かれた町政の推進	4
現状と課題	
基本的な取組方針	
(1) 広報広聴機能の充実	
(2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実	
(3) 住民と行政の協働の推進	
- 2 住民ニーズに応える行政体制の整備	5
1 効率的な行政運営	
現状と課題	
基本的な取組方針	
(1) 行政手続きの簡素化と電子自治体への対応	
(2) 事務事業の効率化	
(3) 機動的・弾力的な組織機構への見直し	
(4) 庁議、調整会議の導入	
(5) 行政評価の導入	
(6) 広域連携の推進	
2 職員の意識改革	
現状と課題	
基本的な取組方針	
(1) 人材育成の推進	
(2) 効率的な行政運営のための新たな人材育成型人事制度の確立	
(3) 定数の適正化	
(4) 給与の適正化	
- 3 健全な財政運営の推進	7
現状と課題	
基本的な取組方針	
(1) 町債の適正運用	
(2) 町税等の徴収率の向上	
(3) 使用料・手数料等の見直し	
(4) 経常経費の節減	
(5) 補助金の整理・合理化	
(6) 民間委託等の推進	
(7) 総合的な行財政運営	

重点方針

- 1 行政改革の基本的な考え方

この行政改革大綱（以下「大綱」という。）は、平成 8 年度に策定した大綱を改訂するものであり、七ヶ浜町長期総合計画（平成 13 年度 - 22 年度）のビジョンのもと、基本理念である「心ゆたかなまち」を実現するため、町の目指すべき改革の方向を定め、行政運営体制を強化するための行動計画の指針とするものです。

行政改革を進めるにあたっては、地方分権を踏まえ、住民と行政が協働し、ともに七ヶ浜町の未来を築いていくため、次の 3 項目を重点方針とします。

（1）住民とともに歩む、開かれた町政の推進

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、分権は既に実行の段階を迎えており、住民に最も身近な自治体である市町村においては、これまで以上に自己決定・自己責任に基づき、地域の実情に応じたまちづくりが求められることとなります。

また、まちづくりを進めるうえでは、住民もまた行政とともに役割と責任を担うなど、住民と行政のパートナーシップの確立が不可欠になってきています。

これからのまちづくりは、総合計画のビジョンに基づき、より一層の情報の公開や住民参画を進め、公正で透明性の高い、開かれた行政の推進に努めるとともに、住民と行政が協働して、効率的な行政運営を行う必要があります。

（2）住民ニーズに応える行政体制の整備

価値観が多様化し、一人ひとりが尊重される社会に変わりつつある今日、情報技術の進展などに伴い、住民ニーズは、ますます多様化し、高度化しております。

これらの住民ニーズに柔軟かつ的確に対応するためには、「より一層の住民サービスの充実」、「新たな行政課題への迅速な対応」、「簡素で効率的な組織機構への見直し」、「職員の資質向上」など、地方分権時代にふさわしい行政体制を整備する必要があります。

（3）健全な財政運営の推進

今日、我が国経済はバブル崩壊後、不況が長期化し、失業者の増加や相次ぐ企業の経営破たん等、未曾有の危機に直面しています。このような中、国では、様々な構造改革に取り組み、地方に対しては、国庫補助負担金や地方交付税の見直しを行うなど、私たちを取り巻く環境は今後、一層厳しくなるものと予想されます。

一方、分権型社会や急速に進む少子高齢社会への対応を考えると、行政の担う領域は、今後、ますます多岐にわたり、質量ともに増加は避けられない状況にあります。

このような厳しい財政環境の下で、限られた財源によって、新たな行政課題に対応するためには、事業や組織の統廃合も視野に入れて、既存の事務事業をはじめ、様々な分野において見直し、経費の節減合理化に努めなければなりません。

今後とも、将来にわたり住民の信頼に応えられるよう、「最小の経費で最大の効果」をあげるため、効率的な行政運営体制を確立する必要があります。

- 2 計画の構成等

この大綱は、地方分権を踏まえ、行政改革の指針となる「重点方針」と「推進事項」から構成されており、改革の具体的な展開は行動計画に反映されます。

この大綱は、平成 14 年度（2002 年）を初年度とし、社会情勢の変化に伴い、適宜修正を加え、効率的な行政改革を進めることとします。

行政改革の推進事項

- 1 住民とともに歩む、開かれた町政の推進

現状と課題

これまで、広報活動では、住民と行政をつなぐ広報「しちがはま」を中心に、また、広聴活動では、住民の生の声を行政に反映させるための「町民の声」（意見箱）や「町民の声特急便」、町政懇談会等を中心に実施してきました。これに加え、平成 11 年度以降は、ホームページの開設や情報公開及び個人情報保護制度を実施するなど、開かれた町政に向けて、積極的に取り組んできました。

しかしながら、多様化し、高度化する住民ニーズに対して、まだまだ、行政側で迅速、かつ、きめ細かに対応する体制が整っていないことや、これまでまちづくりが行政主導で進められてきたことにより、住民の行政依存度が高いことなどがあげられ、住民と行政のパートナーシップを築いていくうえで多くの課題があります。

地方分権を踏まえ、心ゆたかなまちを実感できるまちづくりを進めるため、今後、町は、さらに情報を積極的に提供し、説明責任を果たしていくとともに、住民も行政もともに歩むという意識を醸成していかなければなりません。

基本的な取組方針

（１）広報広聴機能の充実

多様化し、高度化する住民ニーズを的確に把握し、迅速、かつ、きめ細かに対応するため、住民と行政のパイプ役としての広報の役割は、ますます重要になってきます。

今後、まちづくりを進めるうえで、一層の行政の説明責任を果たすため、住民に、より親しみやすく、わかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、インターネット等を活用して、住民と行政がともに考え、行動するためのコミュニケーションができるシステムづくりに取り組みます。

（２）情報公開及び個人情報保護制度の充実

住民に関する重要な情報も含まれている行政情報は、まさに住民の財産とも言えます。このため、情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、一層の住民への周知に努めます。今後、国の動きに対応して、個人情報保護制度の見直しを進めるなど、プライバシーの保護に最善の配慮をしながら、行政運営の公開性・透明性の向上に努めます。

(3) 住民と行政の協働の推進

住民ニーズを的確に把握し、まちづくりに反映させるためには、住民と行政とのパートナーシップが不可欠です。このため、住民と行政の役割を明確にしつつ、コミュニティ活動を支援するとともに、ボランティアやNPO^{*1}等の各種住民団体を育成し、その連携体制の確立に努めます。

- 2 住民ニーズに応える行政体制の整備

1 効率的な行政運営

現状と課題

情報化と分権化の大きな波を受けて、住民ニーズに迅速かつ的確に対応していくために、これまで事務事業の見直しをはじめ、課や係の統廃合による組織機構の見直し等、効率化の視点で様々な改革に取り組んできました。

役場庁舎については、平成11年度に住民が窓口で、より迅速な手続きとサービスの提供が受けられるよう改修、平成12年度には役場内での情報化を進めるためにLAN^{*2}の情報通信基盤等を整備しました。今後は総合行政ネットワーク^{*3}等の活用による事務処理等の迅速化など、より一層の行政の効率化や高度化への期待が高まるものと予想されます。

しかし、行政事務の分野は多様化しており、現在の細分化された縦割り組織では対応しきれないことも予想されることから、組織間連携のあり方を検討し、柔軟で弾力的に機能する組織機構に見直す必要があります。

また、事業展開の際には、共通認識のないままに進む事業も少なからずみられ、そのあり方は職員の士気にも影響しています。今後は職員の意思がより反映し、共通認識をもって目標に向かえるような体制づくりが必要となってきます。

基本的な取組方針

(1) 行政手続きの簡素化と電子自治体^{*4}への対応

住民の立場に立った親切で真心のこもった対応に徹するとともに、住民にとって利用しやすい窓口にするために、窓口での申請・届出等の手続きを簡素化します。また、住民が必要な情報・サービスをいつでも受けられる体制にするため、行政事務を電子的に処理する電子自治体の実現を目指します。

*1 NPO：ノン・プロフィット・オーガニゼーション 民間非営利団体。市民運動やボランティア活動などをする人々が結成する。

*2 LAN(ラン)：ローカル・エリア・ネットワーク 役場内等、ある範囲内のコンピューター同士を接続したネットワーク

*3 総合行政ネットワーク 国・地方自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク

*4 電子自治体： インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて、誰もが情報を活用できる社会を目指して、国・地方自治体が一体となって、行政運営においても電子情報技術を活用できるシステムをつくるというもの。

(2) 事務事業の効率化

財政状況が極めて厳しい状況下において、一層多様化し、高度化する住民ニーズに迅速、適確に対応するため、費用対効果の視点に立ち、住民と行政の役割分担のあり方、優先順位の設定等、事務事業全般にわたり見直します。

また、審議会等については、町政への参画や透明性の確保を図る重要な手段であるため、メンバーを公募するなど、広く住民の意見が反映されるよう配慮します。

(3) 機動的・弾力的な組織機構への見直し

社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や、多様化し、高度化する住民ニーズに応えるため、組織としての機動力の向上と意思決定の迅速化を図り、その機能が最大限に発揮できるよう組織機構を見直します。

(4) 庁議、調整会議の導入

行政運営にあたり、施策等の意思決定の迅速化とその過程の透明性を図ります。町全体の施策を検討し、町長の意思決定を援助する庁議と、新たな行政課題や横断的に取り組まなければならない課題等、一つの部署等において対応することが困難な事案に関して調整する調整会議を導入します。

(5) 行政評価の導入

今後、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるうえで、住民に対し、施策等の必要性やコスト、成果をわかりやすく説明することが極めて重要になってきます。このため、行政評価の導入により、事業の目的や達成度を評価し、新たな企画や事業に反映していきます。

(6) 広域連携の推進

生活圏の広域化や多様な住民ニーズに対応するためには、今後、一層様々な分野で周辺市町との連携・協力体制を強め、広域行政に関する事務事業を効率化していかなければなりません。

市町村合併特例法が切れる平成17年度以降については、地方交付税制度や国の補助金の抜本的な見直しなど、今にも増して、町を取り巻く財政状況は厳しくなることが予想されるため、今後の広域連携のあり方について、様々な視点から協議を進めていきます。

2 職員の意識改革

現状と課題

地方分権の進展等に伴い、多様化し、高度化する住民ニーズや行政需要に的確に対応し、住民と協働してまちづくりを進めるには、行政体制の整備とともに町職員の資質向上は必須です。

これからは、行政の担い手である職員一人ひとりが七ヶ浜町を取り巻く様々な環境変化を認識し、課題を把握するとともに、自覚と責任を持って、積極的に実践していくことが求められます。

今後、職員の人材育成、能力開発に力点をおくとともに、人事制度や給与制度についても、職員の意識改革を促し、より仕事に対して意欲をもてるよう、様々な視点から検討する必要があります。

基本的な取組方針

(1) 人材育成の推進

地方分権の時代に対応するため、人材育成の基本方針を作成し、まちづくりを進めるうえで職員の資質として必要となる企画力や情報収集・分析能力、コスト意識、指導力等の向上に取り組めます。

(2) 効率的な行政運営のための新たな人材育成型人事制度の確立

人材育成の推進とともに、効率的な行政運営を行うには職員の意識を向上させる必要があります。

このため、今後の公務員制度改革を踏まえつつ、多角的視点に立った勤務評定や人事評価制度、昇任制度等の導入を検討し、新しい人材育成型人事制度を確立します。

(3) 定数の適正化

行政の経営資源である重要な人材を生かすには、最小の経費で最大の効果を得ることを基本原則に、適正な人員配置に努める必要があります。このため、新たな課題に対して必要な人材投入や各部門の連携により、柔軟に、効率的に対応できる組織の構築と、それらを踏まえた計画的な定数管理を進めていきます。

(4) 給与の適正化

職員の給与制度については、公務員制度改革や組織機構改革を踏まえ、職員の士気を高揚させるため、能力等級制度や人事評価制度等を導入し、常に適正な給与制度の見直しを行います。

- 3 健全な財政運営の推進

現状と課題

今日、地方財政は、多額の借入金残高を抱え、公債費が増加するなど財政構造は硬直化する傾向となっており厳しい状況にあります。

本町は、バブル経済崩壊後の景気の低迷に伴い町税をはじめとする歳入が伸び悩む中で、町民福祉のより一層の向上を目指し、社会資本の整備には、町債の活用や基金の取り崩し等により収支の均衡を図ってきました。

厳しい経済情勢は、今後も続くことが予測されることから、将来的に過大な財政負担を生じることがないように十分配慮しなければなりません。今後とも健全な財政運営に努めていくとともに、新たな行政課題に的確かつ柔軟で弾力的に対応できるよう、一層財政基盤を強化していかなければなりません。

基本的な取組方針

(1) 町債の適正運用

町債残高については、増加を抑制するために適時に繰上償還を行うなど、常にその推移を監視していきます。町債の活用については、事業の緊急度、効果及び施設水準の適正化について十分配慮することとし、交付税措置があるなどの有利な起債を活用します。

また、将来にわたる公債費負担や施設の維持管理に要する経費等についても十分留意し、安易な起債は慎みます。

(2) 町税等の徴収率の向上

自主財源の確保と町民負担の公平性確保のため、課税客体の適正把握や町税等の徴収率の向上を目指し、徴収体制を強化します。

(3) 使用料・手数料等の見直し

利用者の受益の程度に応じた適正な負担とするため、各種の使用料・手数料等についての基準をつくり、類似施設における有料・無料の不均衡の是正、料金の改定を行います。

(4) 経常経費の節減

経常経費のより一層の削減を行うため、施策や事業を行った効果やその必要性を十分検討するとともに、コストに対する職員の意識の高揚を図ります。

(5) 補助金の整理・合理化

住民の活動をより効果的に支援することを基本とし、補助金については、社会経済情勢の変化にともない、存続する意義の薄れたもの、事業効果が乏しいものなどについては、廃止、縮減します。

また、補助金の新設にあたっては、その目的を精査し、活動状況に応じた適正配分を行うとともに必ず終期を設定します。

(6) 民間委託等の推進

より効率的な行政サービスを行うため、現在委託している業務については、不要な部分がないかなどの徹底した検証を行います。行政サービスの質を低下させず、コストを軽減できる業務については、積極的に民間委託を推進します。併せて、PFI^{*5}等民間活力の有効活用の研究等も推進します。

(7) 総合的な行財政運営

特別会計、公営企業会計、一部事務組合等の経営状態が、町財政に大きな影響を及ぼすため、それらの財政状況を的確に把握し、総合的な行財政運営に努めます。

^{*5} PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。